

給付奨学金適格認定(家計)により

10月から支援対象外となった方、支援額が下がった方へ

○ 家計に急変が生じている場合

- ・給付家計急変事由に該当 → **家計急変**として申請可能
- ・貸与家計急変事由に該当 かつ 第一種奨学生でない
→ **緊急採用(第一種奨学金)**の申請可能
- ・貸与家計急変事由に該当 かつ 第二種奨学生でない
→ **応急採用(第二種奨学金)**の申請可能

※家計急変・緊急応急採用にも家計以外の推薦基準があります。

○ 第一種奨学生の場合

- ・10月から給付奨学金支援対象外 → **第一種奨学金の併給調整解除**
- ・選択月額によっては、貸与月額を増額できる場合有

○ 第二種奨学生の場合

- ・貸与月額の増額可能(すでに最高月額を選択している方を除く)。

○ 家計に急変が生じておらず、貸与奨学生でない場合

- ・第一種・第二種奨学金(秋の二次採用)の申請可能

※申請日は10月中旬、詳細は9月中旬以降大学ホームページ参照のこと

※「貸与月額」や「家計急変採用」等については、JASSO ホームページを参照してください(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>)。

※家計急変・緊急応急採用申請、月額変更希望者は、学生生活支援課までお問い合わせください。

令和6年9月4日 学生生活支援課